

新潟市営住宅整備基準に関する要綱

(平成25年3月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市営住宅の整備基準について、必要な事項を定めるものとする。

(住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るための措置)

第2条 新潟市営住宅条例(平成9年新潟市条例第15号。以下「条例」という。)第4条の8第2項の措置は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たす措置とする。

(住宅の床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を図るための措置)

第3条 条例第4条の8第3項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が、床にあっては評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外にあっては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①dの基準)及び外壁の開口部にあっては評価方法基準第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たす措置とする。

(住宅の構造耐力上主要な部分の劣化の軽減を図るための措置)

第4条 条例第4条の8第4項の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準)を満たす措置とする。

(住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管の点検及び補修を行うための措置)

第5条 条例第4条の8第5項の措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1(3)及び評価方法基準第5の4の4-2(3)の等級2を満たす措置とする。

(居室内の化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置)

第6条 条例第4条の9第3項の措置は、公営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第5の6の6-1(3)ロの等級3の基準を満たす措置とする。

(住戸内の各部における移動の利便性及び安全性の確保を図るための措置)

第7条 条例第4条の10の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たす措置とする。

(共用部分における高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を図るための措置)

第8条 条例第4条の11の措置は、市営住宅の通行の用に供する部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たす措置とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建設の工事に着手する市営住宅及び共同施設から適用し、施行日前に建設の工事に着手した市営住宅及び共同施設については、なお従前の例による。